

伊方発電所 3 号機に対する原子力規制検査の結果について

本日、原子力規制委員会において、伊方発電所の原子力規制検査の結果および今後の対応方針が報告されました。

同報告では、昨年 1 0 月より開始された火災防護チーム検査において確認された、以下の 1 件の指摘事項に対する評価結果が示されています。

件 名	伊方発電所 3 号機 不適切な設計管理による火災防護対象ケーブルの系統分離対策の不備及び原子力規制検査に対する不適切な対応
事象の概要 (事案の整理)	① 不適切な設計管理による火災防護対象ケーブルの系統分離対策の不備 火災防護対象ケーブルを収容する電線管に、隔壁等の系統分離対策が施工されていない箇所があること及び原子炉を手動で停止するための成功パスが確保できていないことを確認した。これは、設工認の基本設計方針に記載している、火災防護審査基準に従った火災の影響軽減のための 1 時間の耐火能力を有する隔壁等の系統分離対策が施工されていない状態である。 ② 原子力規制検査に対する不適切な対応 令和 5 年 1 月に実施した日常検査において、事業者は、事実と異なる誤った適合性説明記録を作成し、原子力検査官に提示した。 また、他発電所の火災防護対策に係る同様な検査指摘事項が示された後においても技術基準に適合すると判断する等、詳細な調査等を行っていないことを確認した。
評価結果 (重要度※ ¹ ／深刻度※ ²)	緑／SLIV（通知あり）

※ 1：検査における指摘事項を安全上の重要度で分類したものであり、重要度が低い順に緑・白・黄・赤の 4 つに分類されている。

※ 2：検査における指摘事項を法令違反等の程度により分類したものであり、深刻度が低い順に SLIV・SLIII・SLII・SLI の 4 つに分類されており、SLIVは「影響が限定的」とされている。

今回の指摘事項については、既に当社の是正処置プログラム（CAP）により改善を進めており、今後、当社の是正処置の実施状況に係る原子力規制検査について真摯に対応してまいります。

当社といたしましては、今回の指摘事項を真摯に受け止め、引き続き、規制への対応にとどまらず、伊方発電所の安全性向上に向けた取り組みを進めてまいります。

以 上